

## 特別警報及び警報発令時等の対応及び学校給食について (お知らせ)

春陽の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は本校教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、特別警報及び警報発令時等の対応及び学校給食については、伊丹市の規定に基づき下記のとおりといたしますので、気象情報等をご確認の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、下記の内容につきましては、学校のホームページにも同じ内容を掲載しておりますので、ご覧ください。併せて、電話による問い合わせは回線が少なく、対応ができませんので控えていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 伊丹市に**気象警報（特別・暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪）**が発令された場合

- (1) 生徒の登校以前（午前7時現在）に、伊丹市に「**特別警報**」が発令されている場合は、臨時休業となります。  
生徒の登校以前（午前7時現在）に「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**暴風雪警報**」「**大雪警報**」が発令されている場合、生徒を自宅待機させ、その後の警報解除の有無にかかわらず、当日の給食は中止とします。
- (2) 「**特別警報**」を除く他の警報が午前9時までに解除された場合は、安全に配慮しながら、解除され次第、直ちに1時間目から4時間目の授業の用意をして登校させてください。授業の日程等については、登校後に学校で調整いたします。  
また、この場合は、5・6校時は行わず、4校時終了後に下校となります。  
午前9時以降にも引き続き伊丹市に「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**暴風雪警報**」「**大雪警報**」のいずれかが発令されている場合は、臨時休業となりますので、外出を控えさせていただきます。
- (3) 生徒の登校後（午前9時以降）に、伊丹市に「**特別警報**」「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」「**暴風雪警報**」「**大雪警報**」が発令され、臨時休業により午前中（11時ころまでに）に下校させる場合、状況に応じて当日の給食は中止とすることがあります。

#### 2. **地震発生**の場合

- (1) 生徒の登校以前に、伊丹市に**震度5弱以上の地震が発生**した場合

学校は臨時休業となります。

なお、震度5弱未満の地震の場合でも、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。

- (2) 生徒の在校中に地震が発生した場合

通学路の安全、校区内の被害状況等を点検し、午前中で下校させる場合と授業を継続する場合があります。当日の給食についてはそのときの状況に応じて判断し、決定いたします。

#### 3. その他

給食実施日の午前中に、伊丹市に台風上陸等重大な非常災害が予想される場合は、前日の判断で、該当日の給食を中止する場合があります。この場合、前日に生徒を通じて、給食の有無をお知らせいたします。